

(中高層建築物届出書に不備が無い時点で、行政庁から建築主へ交付する様式)

小山市指令建指第 ー 号
令和 (20) 年 月 日

様

小山市長

小山市中高層建築物指導要綱第 9 条の規定により、下記の○印を付けた各担当課と協議し、その経過を報告してください。

記

協議担当課	主な協議事項
建築主	
建築物の名称	
建築場所	
建築指導課	中高層建築物全般に関すること。 防災計画に関すること。 宅地開発に関すること。 維持保全に関する準則又は計画に関すること。 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の届出に関すること。 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に関すること。 高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律に関すること。 エネルギーの使用の合理化に関する法律第 15 条の届出に関すること。
都市計画課	都市計画に関すること。 景観及び小山市景観条例に関すること。
まちづくり推進課	再開発等に関すること。
市街地整備課	区画整理に関すること。
公園緑地課	緑地に関すること。
市民生活安心課	駐車場施設に関すること。
環境課	騒音等公害に関すること。 ごみ収集施設に関すること。
上下水道施設課	上水道、公共下水道に関すること。
道路課 (管理用地係)	市道、その他の道路・水路 (青地) に関すること。
工業振興課	工場立地に関すること。
商業観光課	店舗に関すること。
消防本部 予防課	消防設備に関すること。
消防署	消防活動施設に関すること。
文化振興課	文化財に関すること。
福祉課	福祉施設に関すること。
その他関係課	市長が協議の必要があると認める事項